

## 6月定例会

### 第2回 境港市議会（定例会）会議録（第4号）

#### 議事日程

平成14年6月18日（火曜日）午前10時開議

第1 会議録署名議員の指名

第2 議案第47号 議案第50号 議案第51号

陳情第4号 陳情第7号 陳情第8号 陳情第9号

（総務委員会委員長報告）

議案第48号 議案第49号 議案第52号

（教育民生委員会委員長報告）

議案第53号 陳情第5号

（経済建設委員会委員長報告）

陳情第3号 陳情第6号

（中海問題調査特別委員会委員長報告）

第3 議員提出議案第2号 「食品の安全に係る包括的法律制定と新行政組織設置、食品衛生法抜本改正を求める意見書」の提出について

議員提出議案第3号 「地方分権の推進と自治体財政確立を求める意見書」の提出について

第4 市町村合併問題調査特別委員会の設置について

本日の会議に付した事件

日程と同じ

#### 出席議員（18名）

1番	下西淳史君	2番	石長靖哉君
3番	永田辰巳君	5番	定岡敏行君
6番	松下克君	7番	安田優子君
8番	長谷正信君	9番	荒井秀行君
10番	渡辺明彦君	11番	水沢健一君
12番	竹内祐治君	13番	南條可代子君
14番	植田武人君	15番	黒目友則君
16番	岩間悦子君	17番	米村一三君
18番	岡空研二君	19番	森岡俊夫君

欠席議員

なし

説明のため出席した者の職氏名

市長	黒見哲夫君	助役	竹本智海君
収入役	北山茂君	教育長	池淵一郎君
総務部長	中村勝治君	市民生活部長	早川健一君
産業環境部長	松本健治君	建設部長	狩野宏君
総務部次長	安倍和海君	市民生活部次長	景山憲君
産業環境部次長	足立一男君	建設部次長	田原万実君
・教育事次・	門永幸雄君	総務課長	門脇俊史君
財政課長	足立明彦君	地域振興課長	下坂鉄雄君
秘書課長	洋谷英之君	教育総務課長	宮辺博君

事務局出席職員職氏名

局長	武良幹夫君	議事係長	戸塚扶美子君
調査庶務係長	阿部英治君	調査庶務係主任	手島由美子君

開 議（１０時００分）

議長（下西淳史君）おはようございます。これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付しているとおりであります。

日程第１ 会議録署名議員の指名

議長（下西淳史君）日程第１、会議録署名議員を指名いたします。

署名議員に、水沢健一議員、森岡俊夫議員を指名いたします。

日程第２ 議案第４７号～議案第５３号・陳情第３号～陳情第９号

議長（下西淳史君）日程第２、議案第４７号から議案第５３号及び陳情第３号から陳情第９号についてを一括上程し、各委員会委員長の報告を求めます。

まず、総務委員会委員長、水沢健一議員。

総務委員会委員長（水沢健一君）総務委員会委員長報告を行います。

今期定例会において総務委員会に付託となりました議案３件、陳情４件について審査の結果を申し上げます。

審査に当たりましては、竹本智海助役を初め担当部課長、関係職員多数の出席のもと、慎重に審査をしたところであります。

初めに、議案第４７号、平成１４年度境港市一般会計補正予算（第１号）について申し

上げます。本補正予算における歳出の主なものは、参議院議員補欠選挙費 1,476 万円余、ふるさと融資に係る金融対策費 3 億円、山陰本線、境線、因美線高速化事業費 1,849 万円余、小学校 30 人学級実施事業費 1,089 万円余、わかまつ幼稚園改築事業費 9,286 万円余などをそれぞれ増額する一方、歳入についても国庫支出金 8,027 万円余、県支出金 1,960 万円余、寄附金 100 万円、繰越金 6,949 万円余、諸収入 160 万円、市債 4 億 1,210 万円などの増額を見込み、歳入歳出それぞれ 5 億 8,407 万 7,000 円を増額し、予算総額を 166 億 3,407 万 7,000 円とするものであります。

なお、債務負担行為の補正とし、山陰本線、境線、因美線高速化事業負担金の追加措置を講じております。

当補正予算は妥当なものと認め、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第 50 号は、境港市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例制定についてであり、地方自治法の一部改正に伴い、政務調査費に係る条項のずれが生じたことにより所要の改正をするものであり、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第 51 号は、境港市職員の勤務時間、休憩時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例制定についてであり、職員の年次有給休暇について時間単位での取得を可能にするものであり、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、陳情第 4 号は、鳥取県生活協同組合連合会、会長、那須昭美氏から提出の、食品の安全に係る包括的法律制定と新行政組織設置、食品衛生法抜本改正を求める陳情で、日本でも BSE が発生し、消費者は大きな衝撃を受け、食品の安全に関して関心も高く、審査の結果、全員異議なく採択し、意見書を提出すべきものと決しました。

次に、陳情第 7 号は、美保平和委員会、会長、明石孝男氏外 1 団体から提出の有事法制に反対する意見書の提出についての陳情であり、また、陳情第 9 号は、境港市職員労働組合、執行委員長、中島ちから氏外 1 団体から提出の第 154 通常国会審議中の有事関連法案に対する意見書提出の陳情であります。陳情第 7 号と陳情第 9 号は関連がありますので、一括審査をしました。これら有事関連 3 法案は、地方公共団体や住民の生活に深くかかわる内容を含んでおり、審議中の国会での十分な議論を見守るとの意見もあり、審査の結果、両陳情とも賛成多数で閉会中の継続審査とすべきものと決しました。

ただし、1 名の委員より採択すべきとの意思表示がありましたことを付言いたします。

次に、陳情第 8 号は、境港市職員労働組合、執行委員長、中島ちから氏外 1 団体から提出の地方分権の推進と自治体財政確立を求める意見書の提出についての陳情であり、市町村合併について地域、自治体による自己決定、自己判断による自主的合併を基本に慎重に対応すべきとの願意を認め、審査の結果、全員異議なく採択し、意見書を提出すべきものと決しました。

以上、総務委員会委員長報告を終わります。

議長（下西淳史君）次に、教育民生委員会委員長、岩間悦子議員。

教育民生委員会委員長（岩間悦子君）教育民生委員長報告を行います。

今期定例市議会において教育民生委員会に付託されました議案3件の審査を、助役以下、各部課長、関係職員出席のもとに行いました。

議案第48号、平成14年度境港市国民健康保険費特別会計補正予算（第1号）と、議案第52号、境港市国民健康保険基金条例制定については関連がありますので、一括審査いたしました。議案第48号は、繰越金を財源に、境港市国民健康保険基金を創設するための費用を補正するもので、同基金への積立金1億37万5,000円を増額し、予算総額を26億9,681万円とするものであります。議案第52号は、国民健康保険事業の円滑な運営に資するため、国民健康保険基金を設置するものであります。いずれも全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第49号は、平成14年度境港市老人保健費特別会計補正予算（第2号）であり、平成13年度境港市老人保健費特別会計の精算に伴い、国庫等への返還金が生じたため、その費用を補正するもので、返還金1,009万8,000円を増額し、予算総額を39億1,581万1,000円とするものであります。本予算は、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で報告を終わります。

議長（下西淳史君）次に、経済建設委員会委員長、渡辺明彦議員。

経済建設委員会委員長（渡辺明彦君）おはようございます。経済建設委員長報告を行います。

今期定例会において経済建設委員会に付託された議案1件、陳情1件について、審査の結果を申し上げます。

審査に当たりましては、竹本助役を初め担当部課長、関係職員多数の出席のもと、慎重に審議をしたところであります。

初めに、議案第53号は、境港市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例制定についてであります。これは、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部改正に伴い、平成14年4月1日以降に退職した非常勤消防団員の退職報償金を引き上げるものであり、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、陳情第5号について申し上げます。本陳情は、社団法人境港水産振興協会会長、和田卓一郎氏より提出されたものであり、かつて経験したことのない漁獲量の激減の中で、水産加工業等の経営基盤強化に係る陳情であります。当市の基幹産業である水産業の危機的現況をかんがみ、全員異議なく趣旨採択し、市長送付すべきものと決しました。

ただし、審査の過程において、市税等の支援策につきましては税負担の公平性の観点から問題があり、当委員会といたしましては他への影響も考慮すべきとの意見であります。

以上で経済建設委員長報告を終わります。

議長（下西淳史君）次に、中海問題調査特別委員会委員長、安田優子議員。

中海問題調査特別委員会委員長（安田優子君）中海問題調査特別委員会委員長報告を行います。

6月14日、竹本助役以下、関係職員出席のもとに本委員会を開催し、陳情2件について審議いたしました。

陳情第3号は、美しい中海を守る住民会議、代表幹事の岩田武彦氏より提出されたもので、大海崎及び森山両堤防の開削を国に対し求める陳情で、干陸及び淡水化堤防の開削と橋梁化についての補強資料もあわせて審議しました。本市議会は、これまで一貫して本庄工区の干陸中止並びに淡水化中止を求め、住民の交通に支障のない形での堤防開削を訴えて、関係機関にも要請、陳情を重ねてきております。既に本庄工区の干陸についてはその中止を正式に国が決定しており、残る淡水化についても懸案の代替水源が確保され次第、実現の方向にあります。本陳情は、このような我々の主張並びに事態の推移に合致するものととらえ、賛成多数で採択と決しました。

なお、1名の委員より、本陳情の趣旨は理解するものの、大海崎、森山両堤防の地元である八束町、美保関町的意思決定を待って判断すべきであり、現時点においては不採択との意見があったことを付言いたします。

陳情第6号は、境港市中海干拓地営農組合、組合長、辻仁徳氏より提出されたもので、さきに鳥取県知事が発表した中海淡水化にかわる米川からの取水案に対して、営農者の立場から以下5点にわたって理解を求めるとともに、鳥取県知事並びに境港市長に要請を求めるものであります。1、弓浜半島の水利の慣習を含めた歴史的経緯や地下水の成因等、砂丘地の特性を的確に把握されたい。2、淡水湖からの取水を前提として売り渡した全天候型農地の瑕疵を認め、売り渡し条件と相違した農地として購入者個々と協議すること。3、机上の論によらず、農業用水の供給量には限界があることを相互に理解し、過干過湿農地の土壌改良を図る高度土づくり事業等に積極的に取り組み、農地の保水、排水能力向上による節水対策を図られたい。4、代替水源対策等の土地改良事業費の地元負担金は免除し、鳥取県の責任において実施されたい。5、弓浜半島全体の農業用水及び工業、生活用水に利用する淡水化計画が干拓地のみの水利計画にすりかわっている等、土地改良事業計画の見直し案を受益者に開示されたい。

以上5点を一括審議した結果、水源のない干拓地での営農には同情するしかなく、全員一致で採択と決しました。

次いで、環境防災課、渡辺課長より、去る6月4日開催の第29回中海水質汚濁防止協議会で発表された平成13年度の中海水質測定結果について報告説明を受けました。

以上で中海問題調査特別委員会委員長報告を終わります。

議長（下西淳史君）以上で委員長報告を終わります。

討論に入ります。

通告により、定岡敏行議員。

5番（定岡敏行君）総務委員会報告のうち陳情第7号及び陳情第9号、有事法制に関する2つの陳情を継続審査にとの報告に反対をし、採択すべきものと主張します。

有事の備えで当たり前という意見がありますが、このアジアのどこに今日本を攻めてくる現実的な危険があるのでしょうか。具体的な脅威の国があるかと聞かれて、中谷防衛庁長官自身、参議院外交防衛委員会で、3年、5年のタームでは想像できないと答弁をしています。その片方で、自衛隊艦船がインド洋上で、報道によればアメリカ軍の指揮監督下に入ってアフガン戦争に協力、加担させられている戦後初めての事態が進行しています。そのアメリカは今、御承知のように、地球温暖化防止を定めた京都議定書やC T B Tなど核軍縮の約束、戦後国際政治の悲願であった国際刑事裁判所の創設など、国際社会との約束や協定、ルールを次々と破るありさまです。そして、イラン、イラクや北朝鮮などを悪の枢軸と勝手に名指しし、年内にもイラクへの戦争開始と準備を急いでいます。同盟国のフランス、ドイツからさえ、アメリカは一体何様のつもりだと言われるほど非難が広がっているほどです。今、日本をめぐってあり得る現実的な危険はといえば、ただ一つ、このアメリカが引き起こす戦争に参戦、協力していく危険性ではないでしょうか。だから国会で、例えばインド洋上で日本の自衛隊艦船が攻撃を受けた場合でも武力行使ができると答弁をし、法の成立を急いでいるのだと思うんです。

今回の有事3法案は、国民の協力義務を規定をし、医者、看護婦、輸送、建築、土木従事者の強制的な駆り立てや、任務遂行上必要な土地や家屋の取り立て、NHK、NTT、JRなど公共機関及び地方自治体を総動員する仕組みが決められようとしています。そして、これに従わないと懲役6カ月、罰金30万円の規定も定められようとしているものです。

片山鳥取県知事が、必要性は認めつつも手足を縛られたまま責任だけ負わされるのは耐えがたいと、地方自治権との完全な乖離を批判いたしました。時代に即さない、緊急性、必要性がないなど、自治体関係者からも批判の声が相次いでいます。ここまで批判が広がるのも、また政府の答弁が支離滅裂なのも、もともと国民の願いや憲法の定め、これまでの政府答弁と余りにもかけ離れ、無理があるからです。備えあれば憂いなし、こういう素人だましのまやかしにごまかされて有事法制を通したら、いつの間にか戦争をする国になってしまっていたということになるのです。どんな問題も武力ではなく平和的に解決しよう、いろいろ困難はあっても、これが今国際社会の太い流れです。大切なことは、いたずらにこのアジアに不安をかき立てるような戦争準備ではなく、平和憲法を生かしてこのアジアに友好のきずなを広げてこそ世界平和の流れを一層確かなものにし、この日本と日本国民が国際社会で栄誉と信頼を獲得する道ではないでしょうか。

今が重要な局面です。継続審査ではなく、陳情を採択し、一刻も早く国に向かって意見を出すときと主張をし、討論を終わります。

議長（下西淳史君）次に、松下克議員。

6番（松下 克君）私は、中海問題調査特別委員会委員長報告、大海崎及び森山堤防の開削を求める陳情に対し、採択ではなく不採択にすべきとの立場で討論を行います。

この問題は、国営中海淡水化事業に係る本庄工区干陸事業、同じく斐伊川治水事業に係る大橋川拡幅事業、両大型公共事業に絡む懸案事項として、我々境港市住民の前に大きく立ちだかっている困難な問題でありました。そして今、環境問題など時代の変遷とともに事態の收拾に向けた大詰めの協議がなされているところであります。

私は、本陳情の要旨である本庄工区両堤防の開削は、中海をめぐる総合的な諸問題を判断する中で政策合意が図られるものと理解をしております。ただ、この陳情は、当事者が政策転換を迫られる中、その合意形成の猶予を待たずして、余りにも短絡的かつ性急な対応を私どもに求めているのであります。このことについて申し上げねばなりません。問題終結に向けた今こそ関係機関の協議とその動向を冷静に見守り、この問題に翻弄された島根県を初めとする当事者、特に隣接する八束町、美保関町への配慮を十分に行わなければならないと思うのであります。

顧みれば安田前市長の江島架橋にかけた強い期待、そして黒見市長の将来を見据えた表明、重大な懸念が改めて思い浮かぶのであります。いずれも県境に位置する制約のもと、本市の将来展望をこの圏域との共生に求めた深い思慮がうかがえるのであります。我々は、この政治の流れを酌み取らなければなりません。

以上の理由により、本陳情は採択ではなく不採択にすべきであります。このことを申し上げて、私の討論を終わります。

議長（下西淳史君）討論を終わります。

採決いたします。

まず、議案について採決いたします。

議案第47号、平成14年度境港市一般会計補正予算（第1号）から、議案第53号、境港市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例制定についてまでは、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（下西淳史君）御異議なしと認めます。よって、議案第47号、平成14年度境港市一般会計補正予算（第1号）、議案第48号、平成14年度境港市国民健康保険費特別会計補正予算（第1号）、議案第49号、平成14年度境港市老人保健費特別会計補正予算（第2号）、議案第50号、境港市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例制定について、議案第51号、境港市職員の勤務時間、休憩時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例制定について、議案第52号、境港市国民健康保険基金条例制定について、議案第53号、境港市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例制定については、それぞれ原案のとおり可決いたしました。

次に、陳情について採決いたします。

陳情第3号、大海崎及び森山両堤防の開削を国に対し求める陳情は、委員会においては

採択であります。これに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（下西淳史君）起立多数と認めます。よって、陳情第3号は、採択と決しました。

陳情第7号、有事法制に反対する意見書の提出についての陳情は、委員会においては閉会中の継続審査であります。これに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（下西淳史君）起立多数と認めます。よって、陳情第7号は、閉会中の継続審査と決しました。

陳情第9号、第154通常国会審議中の有事関連法案に対する意見書提出の陳情は、委員会においては閉会中の継続審査であります。これに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（下西淳史君）起立多数と認めます。よって、陳情第9号は、閉会中の継続審査と決しました。

次に、ただいま可決いたしました陳情を除く陳情は、それぞれ委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（下西淳史君）御異議なしと認めます。よって、陳情第4号、食品の安全に係る包括的法律制定と新行政組織設置、食品衛生法抜本改正を求める陳情は採択、意見書提出、陳情第5号、水産加工業等経営基盤強化に係る陳情は趣旨採択、市長送付、陳情第6号、弓浜半島の水利の慣習を含めた歴史的経緯や地下水の成因等、砂丘地の特性を的確に把握されたい、外4項についての陳情は採択、陳情第8号、地方分権の推進と自治体財政確立を求める意見書の提出についての陳情は採択、意見書提出と決しました。

### 日程第3 議員提出議案第2号・議員提出議案第3号

議長（下西淳史君）日程第3、議員提出議案第2号、「食品の安全に係る包括的法律制定と新行政組織設置、食品衛生法抜本改正を求める意見書」の提出について及び、議員提出議案第3号、「地方分権の推進と自治体財政確立を求める意見書」の提出についてを一括上程いたします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

議員提出議案第2号について、米村一三議員。

17番（米村一三君）「食品の安全に係る包括的法律制定と新行政組織設置、食品衛生法抜本改正を求める意見書」について、本文を読み上げることで提案理由といたします。

日本でもBSEが発生し、消費者は大きな衝撃を受けたが、さらに新たに牛肉を初めとするさまざまな偽装事件の続発により、消費者は食品の安全や表示に大きな不信と不安を抱くとともに、行政や事業者に対して大きな憤りを高めている。近年、食品の安全では0157、ダイオキシン、遺伝子組み換え食品及び有害添加物の使用等、新しい問題も続出



している。

こうした中で今回のBSE問題からは、生産者にとっても消費者の健康や安全を最優先することが生産者と消費者の相互信頼や持続可能な農業生産につながる事が明らかになった。現在、政府や国会等の場で食品の安全に係る包括的法律（食品安全新法）の制定や新しい行政組織が平成15年度中に設置されるよう検討が行われているが、今日的な食品安全の社会システムを求める立場から、これらが積極的に促進されることが求められている。しかし、その際には消費者を最優先に位置づけ、国民の健康保護や食品の安全性を確保するものであることが第一義的に必要であり、生産振興から独立した食品安全組織であることや、リスク分析システムの確立、消費者の参加、情報公開などのリスクコミュニケーションの確立が必要である。同時に実際の食品の安全を確保するための中心的な法律である食品衛生法を大幅に改正し、法律の目的に国民の健康保護や食品の安全性確保を位置づけ、そのための行政の責務を明らかにし、具体的に食品の安全性が確保されるようにすること。また、食品及び添加物の表示制度について、消費者の権利の観点から総合的、一元的に見直すことが必要である。

よって、国においては国民の健康保護と食品の安全性を確保することを目的とした食品安全新法の制定、新行政組織の設置を進め、同時に食品衛生法の抜本的改正や運用の強化について実施するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

議長（下西淳史君）議員提出議案第3号について、岩間悦子議員。

16番（岩間悦子君）「地方分権の推進と自治体財政確立を求める意見書」について申し述べます。本文の朗読をもって提案理由にかえさせていただきます。

新しい時代を真の地方の時代とし、住民が誇りと展望を持った活力ある地域社会をつくる事が求められている。また、地方分権一括法の施行により、地方分権型社会を構築するための改革がスタートしたが、改革は道半ばであり、地方の財政危機は一層深刻さを増している。よって、真の地方分権を実現し、地方税財源の充実強化を図るため、次の事項の実現について強く要望する。

記。1、地方税・地方交付税等の地方一般財源を確保するために必要な措置を講じること。2、事務・権限と、それに伴う財源の移譲を今後一層推進すること。3、市町村合併についてはいかなる形であれ強制することのないよう十分留意すること。4、市町村合併を意図した地方交付税基礎算定の見直しによる減額を行わないこと。5、教育、福祉、公共事業等の国庫負担を削減しないこと。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。以上であります。

議長（下西淳史君）お諮りいたします。議員提出議案第2号、「食品の安全に係る包括的法律制定と新行政組織設置、食品衛生法抜本改正を求める意見書」の提出について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（下西淳史君）御異議なしと認めます。よって、議員提出議案第2号は、原案のとおり決しました。

次に、議員提出議案第3号、「地方分権の推進と自治体財政確立を求める意見書」の提出について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（下西淳史君）御異議なしと認めます。よって、議員提出議案第3号は、原案のとおり決しました。

ただいま可決いたしました意見書は、議長名で関係する諸機関に送付いたします。

#### 日程第4 市町村合併問題調査特別委員会の設置について

議長（下西淳史君）日程第4、市町村合併問題調査特別委員会の設置についてを議題といたします。

市町村合併問題について調査研究をする市町村合併問題調査特別委員会を設置したいと思えます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（下西淳史君）御異議なしと認め、市町村合併問題調査特別委員会を設置いたします。

ただいま設置いたしました特別委員会の委員は9名とし、委員は議長において指名いたします。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（下西淳史君）御異議なしと認めます。よって、水沢健一議員、渡辺明彦議員、荒井秀行議員、黒目友則議員、森岡俊夫議員、南條可代子議員、長谷正信議員、安田優子議員、定岡敏行議員を指名いたします。

#### 休 憩

議長（下西淳史君）ここで委員会開催のため、しばらく休憩いたします。

（10時38分）

#### 再 開（13時15分）

議長（下西淳史君）再開いたします。

休憩中に開かれました市町村合併問題調査特別委員会の委員長の報告を求めます。

水沢健一議員。

市町村合併問題調査特別委員会委員長（水沢健一君）休憩中に開かれました市町村合併問題調査特別委員会の委員長報告を行います。

正副委員長の互選が行われ、委員長に私、水沢健一が、副委員長に南條可代子委員が選任されました。

合併問題に関しましては、市長も住民説明会を開催しており、住民の関心も高いのであ

ります。本議会においても今後は具体的に先進地視察を含め、合併ありきということではありませんが、本気で調査研究を進めていきたいと思えます。

この委員会は、市町村合併に関する調査研究が終了するまで引き続き閉会中の継続審査とすることに決しました。

議長（下西淳史君）ただいまの委員長報告は、調査研究が終了するまで閉会中の継続審査であります。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（下西淳史君）御異議なしと認めます。よって、市町村合併問題については、調査研究が終了するまで閉会中の継続審査と決しました。

閉 会（１３時１７分）

議長（下西淳史君）以上をもちまして今期定例市議会に付託された議案並びに陳情の審査を終了いたします。

これをもって第２回境港市議会定例会を閉会いたします。御苦労さんでございました。

